

第5期 大分県食育推進計画の策定について

1 計画の目的・位置づけ

【目的】生涯にわたる健全な食生活の実現を目指し、食育に関する施策や取組を総合的に推進すること

- 【位置づけ】
- (1) 食育基本法第17条及び六次産業化・地産地消法第41条に基づく県計画
 - (2) 大分県食育推進条例20条に基づく計画
 - (3) 大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおいたの共創～」の部門計画

2 計画の期間

令和8年度～令和12年度 5年間

3 計画の方向性

- ・「うまい・楽しい・元気な大分」の実現に向け、引き続き、一人ひとりが「えらぶ・つくる・たべる」力を身に付けられるよう食育を推進していく。
- ・加えて、3つの力を身に付けるために必要な「食に関する正しい知識の理解」を促進していく。

4 今後のスケジュール

12月～1月
パブリックコメント

2月
大分県食育推進会議
計画作成

3月
第1回定例会常任委員会
報告

3月
公表

第5期大分県食育推進計画の概要【計画期間:5年間(令和8年度～令和12年度)】

序章 第5期計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第1章 食をめぐる現状

- 1 社会状況
- 2 健康寿命の延伸に関する状況
- 3 栄養・食生活の現状
- 4 食の安全・安心
- 5 食の生産・消費
- 6 食文化
- 7 食育に関する意識

第2章 これまでの主な取組と評価

- 1 県の取組
- 2 市町村の取組

第3章 食育の推進に関する施策についての 基本的な方針

- 1 基本目標
- 2 基本的な視点

第4章 食育の展開方法、施策体系

- 1 健全な食生活を実践できる県民の育成(生涯を通じた取組)
 - (1)生涯を通じた食育の推進
 - (2)食の安全・安心への理解促進
- 2 魅力ある地域の食文化の次世代への継承と活用(地域での取組)
 - (1)食文化の継承と発展
 - (2)農林漁業体験等を通じた体験活動の推進
 - (3)地産地消の推進
 - (4)健康を支える社会環境の整備
- 3 食を育む環境との共生(次世代へつなぐ取組)
 - (1)環境に配慮した食生活の推進
 - (2)環境と調和のとれた農林水産業の推進

第5章 食育の推進の目標

第5期大分県食育推進計画 数値目標一覧

追加する目標・目標値の主なもの

- 高校・大学等と連携した食育啓発活動数 6回
- 健康経営事業所の登録数 3,077社
- 食生活改善推進員が行う高齢者を 対象にした活動への県民参加者数 77,500人
- 消費者等の理解度向上割合 80%
- 消費者等を対象とした研修会の開催回数 5回

第6章 食育の総合的な促進

- 1 食育推進体制の強化
- 2 県民との協働
- 3 市町村との連携
- 4 国との連携
- 5 計画的な推進・進行管理